



平成 20 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ユー・エス・エス
代表者名 代表取締役社長 安藤之弘
(コード番号 4732 東証・名証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 山中雅文
統括本部長
(TEL. 052-689-1129)

内部統制基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制基本方針を一部改訂することを決議しましたのでお知らせします。

主な変更は、当社のリスク管理体制、情報管理体制および危機管理体制を一層強化するために、新たにリスク・情報管理委員会および危機管理委員会等の組織を創設したことに伴う内容修正、反社会的勢力排除に関する事項の新設ならびに金融商品取引法が求める「財務報告に係る内部統制」システムの構築に関する事項の新設によるものであります。(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) USS グループは、取締役および使用人の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「USS 行動指針」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを徹底するための社内研修等を実施し、具現化を図る。
- (2) USSグループの取締役および使用人への企業倫理意識等の浸透を図るため、これを推進する機関として「リスク・情報管理委員会」*を設置しているほか、法令遵守に反する行為等を早期に発見し、是正するための内部通報制度「USS企業倫理ヘルプライン」を活用する。
* 従来の「コンプライアンス委員会」は、「リスク・情報管理委員会」に統合しております。
- (3) 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。

- (4) 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、USS グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、USS グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- (2) 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。
- (3) 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および使用人に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- (4) 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、USS グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
- (5) 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役（会）に報告するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク・情報管理委員会を設置し、想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスク発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等を策定し、USSグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- (2) リスクは、(i) 事業経営上のリスク (ii) 日常的業務プロセスのリスク (iii) クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。なお、クライシス・リスクについては、危機管理委員会を設置し対応する。
- (3) 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書、決算短信等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- (4) 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部またはリスク・情報管理委員会に通報するものとし、内部監査

室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中期計画、年次予算等の USS グループ全体の目標については、使用人を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- (2) 本社統括本部において各事業所・子会社の月次実績を一元管理し、毎月開催される取締役会に報告し、予算・実績対比することにより、各事業所・子会社における効率性や目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- (3) 取締役会の諮問機関である戦略委員会において、重要事項について多角的かつ深度ある検討を行い、有効的な業務執行体制の構築を図る。
- (4) 事業規模拡大に対応し、職務執行に携わる取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率的かつ実効性ある業務運営を構築する。
- (5) 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 本社統括本部財務部では、各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく統括本部総務部および管理部が、オークション事業についてはオークション運営本部が、情報処理業務についてはシステム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- (2) リスク・情報管理委員会を設置し、コンプライアンス・マニュアルをUSSグループの全使用人に配布するとともに、研修を通じて周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した内部通報制度「USS企業倫理ヘルプライン」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。
- (3) 各業務運営組織に係る業務プロセスにおけるコンプライアンスについては、USS グループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。(i) 就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく(ii) 業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理体制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。
- (4) モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用やリスク・情報管理委員会の活動のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、USS グループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- (2) 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- (3) 各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。
- (4) 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

7. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 1. から6. および10. のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたUSSグループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- (2) 「財務報告の信頼性」目的だけに関わらず、内部統制の他の目的（「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」）にも配慮するものとする。
- (3) 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもできる限りグループ共通の統制となるよう構築する。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

9. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、使用人の指揮命令を受けない。
- (2) 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役（会）の同意を得るものとする。

10. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、USSグループの重要情報は全て統括本部で掌握され、監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- (2) 内部通報制度「USS 企業倫理ヘルプライン」を設置し、本社統括本部を通じて監査役および監査役会に報告される仕組みになっている。
- (3) 上記（1）、（2）の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- (2) 監査役の職務分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- (3) 代表取締役、内部監査室および会計監査人と定期的意見交換を行う。

以 上